

手続きチェックシート

結婚

山梨市に婚姻届を出される方へ

届出期間はございません。届け出た日から効力が発生します。

届出に必要なもの

- 婚姻届
- 父母の同意書（未成年者の場合）
- ご結婚されるお二人の署名
- 証人（成年二人）の署名
- 本人確認書類

忘れずにお持ちください



本人確認書類

各手続きで本人確認をいたします。以下の本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で本人確認ができるもの

官公署が発行した、顔写真付きの身分証明書

- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード等
- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書 他



2点で本人確認できるもの

- ・健康保険証、資格確認書
- ・年金手帳
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの学生証、法人が発行した身分証明書 他

【ご注意】

- ・婚姻届の受理証明書について
新しい戸籍が取得可能になるまでに「転入」「転出」等の手続きを行う場合、「受理証明書」を取得していただくことでスムーズに手続きを行うことができます。
- ・受理証明書の発行場所は、東館1階市民課市民・年金担当です。（約15分程度）

※戸籍が仕上がるまでに、通常届出が出されてから10日から2週間ほどかかります。

住民票・保険

令和7年4月 現在

該当	対象となる方	手続きの内容および持ち物	担当課・問合せ先	手続き済	
□	氏(姓)に変更がある方	◆ 住民票の氏(姓)の変更に伴う手続き ・住民異動届 ・印鑑登録 ・マイナンバーカード ※ 暗証番号の入力が必要です。忘れてしまった場合は初期化の手続きを行います。(数字4桁・英数字6~16桁)	市民課 (東館1階)	市民・年金 担当	□
		◆ 印鑑登録の変更手続き ※ 旧氏で印鑑の登録をしている方は改めて登録する必要があります。 ・印鑑 ・登録済の印鑑登録証(カード)			□
□	国民健康保険の保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの記載事項に変更がある方	◆ 資格確認書または資格情報のお知らせの交付 ・保険証・資格確認書・資格情報のお知らせのうちお持ちのもの	健康増進課 (東館1階)	国保・後期 高齢者医療 担当	□
□	国民健康保険の各種認定証をお持ちで記載事項に変更がある方	◆ 各種認定証の変更手続き ・変更前の認定証			□
□	配偶者の社会保険の扶養に入られる方	◆ 国民健康保険資格喪失手続き ・社会保険の保険証・資格確認書・資格情報のお知らせのうち、お持ちのもの ・国民健康保険の保険証・資格確認書・資格情報のお知らせのうち、お持ちのもの			□

福祉



該当	対象となる方	手続きの内容および持ち物	担当課・問合せ先	手続き済	
□	各種障害者手帳をお持ちの方	◆ 本人・保護者の氏名変更手続き ・交付されている各種障害者手帳 ・印鑑	福祉課 (東館1階)	障害福祉 担当	□
□	重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方	◆ 氏名変更、世帯構成員の変更に伴う受給要件の再判定・保険情報の変更手続き ・重度心身障害者医療費受給者証 ・印鑑 ・保険証、資格確認書			□
□	各種自立支援医療受給者証をお持ちの方	◆ 氏名変更、世帯構成員の変更に伴う上限額等の変更手続き ・自立支援医療受給者証 ・印鑑 ・加入している健康保険資格確認書類(保険証・資格証明書・マイナ保険証等) ・特定疾病受給者証(透析患者のみ)			□
□	障害福祉サービス・児童通所支援を利用されている方	◆ 氏名変更、世帯構成員の変更に伴う所得区分変更手続き ・受給者証 ・印鑑			□
□	各種手当を受給されている方	◆ 氏名変更手続き ・受給していることがわかる書類 ・印鑑 ※ 対象児童を監護する者が変更になる場合、喪失・新規申請の手続きがあります。(要相談)			□

